

派遣センター利用約款

この利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社倉庫人材派遣センター（以下「当社」といいます。）が運営する労働者派遣のマッチングプラットフォーム「派遣センター」（第1条第1号に定義します。）をご利用いただく際の諸条件を定めるもので、求人企業（第1条第2号に定義します。）と派遣会社（第1条第3号に定義します。）の両者（または規定の趣旨によっていずれか一方）に適用されます。

派遣センターのご利用に際して、派遣会社および求人企業は、本約款の全文をお読みいただき、本約款の適用を受けることにご同意いただく必要があります。なお、本約款の内容は、必要に応じて変更する事がございますので、ご利用の際には、最新の本約款 (<https://www.sjhc.co.jp/img/site/sjhc/agreement.pdf>) をご確認くださいませましたうえでご利用ください。

第1条（定義）

本約款で用いる語句の定義は、以下の各号のとおりとします。

- (1) 「派遣センター」とは、当社が提供するシステム「ハケマネ」（以下「ハケマネ」といいます。）を通じて、求人企業がハケマネ上に募集案件を登録することで派遣依頼（以下「発注」といいます。）を行い、当該依頼に対し、派遣会社が応募（以下「入札」といいます。）を行うことで、求人企業と派遣会社との間の労働者派遣を効率的に成立させるプラットフォームをいいます。
 - ① 求人企業が利用できる機能
 - ・ 募集案件の登録
 - ・ 入札可能性のある派遣会社一覧の閲覧および派遣会社の派遣条件の閲覧
 - ② 派遣会社が利用できる機能
 - ・ 募集案件に応募をする入札機能
 - ・ 入札した募集案件に関する労働者派遣個別契約書の作成・出力機能
 - ・ 派遣センターに参画する派遣会社の従業員の登録・管理機能
- (2) 「求人企業」とは、派遣センターを利用して、派遣スタッフの求人募集を行おうとする者で、第3条第1項に定める利用契約が成立した者をいいます。
- (3) 「派遣会社」とは、派遣センターに参画して、求人企業の募集案件に対し、労働者派遣を行おうとする者で、第3条第1項に定める利用契約が成立した者をいいます。
- (4) 「契約者」とは、「求人企業」と「派遣会社」の総称をいいます。
- (5) 「派遣スタッフ」とは、派遣会社に登録する派遣スタッフをいいます。
- (6) 「募集案件」とは、求人企業が派遣スタッフを募集するためにハケマネ上に登録する求人情報をいいます。

第2条（本約款の範囲・変更）

1. 当社は、派遣センターの円滑な運用を図るために、個別規程、追加規定、マニュアル、ガイドライン、ポリシー、ヘルプ、注意事項その他当社が定める派遣センター利用に関するルール・規則等（以下、総称して「その他規程」といいます。）を適宜定めて、契約者に通知（通知の方法は、当社ホームページおよびハケマネの管理画面上への表示、当社に届け出た契約者情報または事業所情報に記載の住所への書面、電子メールまたはFAXのいずれでも可能とします。以下、別段の定めがない限り本約款において「通知」という場合、同じ意味を有します。）することがあります。なお、その他規程は、本約款と一体のものとして、契約者への通知時において、本約款の一部を構成します。なお、本約款とその他規程の内容が矛盾または抵触する場合には、その他規程が優先して適用されるものとします。以下、「本約款」という場合、「その他規程」を含みます。
2. 当社は、あらかじめ変更内容を通知することにより、求人企業または派遣会社の同意を得ることなく、本約款の全部または一部を任意に変更することができるものとします。なお、当該変更内容の通知後、契約者が派遣センターを利用した場合、本約款の変更に同意したものとみなします。

第3条（利用契約の成立）

1. 派遣センターの利用を希望する求人企業または参画を希望する派遣会社は、当社が定める各々の「申込

書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入し、申込むものとし、申込書上に記載されたメールアドレス(求人企業:申込者情報に記入されたアドレス/派遣会社:契約者情報に記入されたアドレス)宛てにユーザーIDとパスワードを通知した時点で、当社が当該申込みを承諾したものとみなし、契約者と当社との間で、派遣センターの利用に関し本約款を内容とする利用契約(以下「利用契約」といいます。)が成立するものとし、かつ当該IDおよびパスワードを用いて、ハケマネにアクセスしてこれを使用する非独占的な権利を許諾します。なお、申込書の記載事項は、利用契約の一部を構成するものとし、

2. 当社は、前項の申込みに対し、独自の基準により契約者を審査することができ、当該審査の結果、契約者の申込みを承諾しない場合があります。契約者は、申込みにあたり、正確かつ最新である契約者情報等を当社に提供しなければならず、当社は、契約者に対して当社が必要と判断する資料の提出を求め、または問い合わせをする場合があります。この場合、契約者は、速やかに当該資料の提出および問い合わせへの回答を行うものとし、
3. 第1項の申込みを行う申込者は、利用契約を締結する権限があることを当社に保証します。無権代理など、かかる保証に反して申込者に当該権限がないと認められる相当の理由があるときは、申込者は、当該権限がないことに起因または関連して、当社が被った損害、費用(弁護士等専門家費用および当社人件費相当額を含みます。)その他一切の損失を賠償または補償しなければなりません。

第4条 (届出情報の変更)

1. 契約者は、前条第1項の申込書に記入またはハケマネ上に登録した情報の内容に変更があった場合には、速やかにその旨を当社所定の方法により、当該変更事項を当社に届け出るものとし、
2. 当社は、前項の変更があった場合は、前条第2項の規定に準じて取り扱うものとし、
3. 第1項の変更を怠ったことにより当社からの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したとみなされるものとし、

第5条 (IDおよびパスワードの管理)

1. 契約者は、当社が付与したユーザーIDおよびパスワード(契約者により任意に変更されたパスワードを含みます。以下ユーザーIDとあわせて「アカウント」といいます。)を第三者による利用、冒用、盗用その他の不正利用がなされないように自己の責任のもとに厳重に管理するものとし、これを第三者に開示、貸与、譲渡または自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとし、
2. 契約者のアカウントにより、派遣センターが利用されているときは、契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身が派遣センターを利用しているものとみなします。
3. 契約者は、アカウントを第三者に知られた場合、またはアカウントが第三者に使用されている疑いのある場合には、直ちに当社にその旨連絡し、当社の指示がある場合にはそれに従うものとし、
4. 契約者のアカウントの管理は、契約者が一切の責任を負うものとし、契約者のアカウントが不正に利用されたこと等により契約者または第三者に生じた損害または不利益について、当社は一切の責任を負わないものとし、
5. 契約者のアカウントが第三者に不正に利用されたことにより、当社、その他契約者またはその他の第三者に損害が生じた場合、契約者は、当社、他の契約者およびその他の第三者に生じた損害、費用その他一切の損失を賠償または補償しなければなりません。

第6条 (利用料)

1. 派遣会社および求人企業は、当社に対し、派遣センター利用の対価として、各々の申込書に定める利用料(以下「利用料」といいます。)を支払うものとし、
2. 契約者は、前項の金員に消費税および地方消費税を加算した額を、申込書記載の支払期日までに、当社の指定する銀行口座に振り込むものとし、
3. 契約者が、前項の支払期日までに利用料金を支払わなかった場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いが完了した日まで年14.5%の割合の遅延損害金を請求することができるものとし、ただし、別途損害賠償を請求することを妨げるものではありません。
4. 利用料、費用、延滞利息その他利用契約に基づき当社が契約者に対して有する債権を、当社は、第三者

に譲渡し、またはその請求および受領行為を第三者に委託できるものとします。

5. 契約者は、利用料の請求先を別に指定した場合であっても、当該請求先と連帯して利用料の支払義務を負うものとします。

第7条（再委託）

当社は、派遣センターの運営の一部または全部を第三者（以下「委託先」といいます。）に委託または請け負わせることができるものとします。この場合、当社は、委託先の選任および監督について責任を負うものとします。

第8条（遵守事項）

1. 契約者は、派遣センターを通じて入札が確定した場合、労働者派遣法その他関係諸法令（指針等を含みます。以下同様とします。）を遵守し、派遣元または派遣先として、適法かつ有効に労働者派遣を行わなければならないとします。
2. 派遣会社は、入札が確定した場合、求人企業との間で労働者派遣契約を書面（以下「派遣契約書」といいます。）で締結するものとします。なお、派遣契約書は、各派遣会社において法令の要件を満たした形式の契約書を準備するものとします。
3. 求人企業は、派遣会社に対し、派遣契約書に定める派遣料金を、各派遣会社所定の方法によって支払うものとします。
4. 当社は、派遣会社と求人企業との間の労働者派遣契約の内容・成立には一切関与いたしません。契約者は、派遣会社と求人企業との間の労働者派遣に起因または関連して、派遣スタッフ、労働者派遣契約の相手方またはその他第三者との間で、苦情、トラブル、紛争等が生じた場合、自らの責任と負担でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第9条（禁止事項）

1. 契約者は、以下の各号のいずれかに該当する行為またはそのおそれのある行為をしてはなりません。
 - (1) 当社または派遣センターに対して虚偽の情報を提供する行為
 - (2) 当社または第三者の著作権、商標権、特許権、営業秘密その他の知的財産権またはこれに類する権利を侵害する行為
 - (3) 当社または第三者を不当に差別しもしくは不当な差別を助長し、誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 当社または第三者の財産権、プライバシー権、肖像権（パブリシティ権を含みます。）その他の権利または利益を侵害する行為
 - (5) 第三者に派遣センターを利用させる行為
 - (6) 派遣センターの他の契約者のアカウントを利用する行為
 - (7) 他の契約者または第三者になりすます行為
 - (8) 派遣センターの情報、または他の求人企業情報の収集を目的とする行為
 - (9) ハケマネを含む派遣センターの運営に関わるシステム全般（以下「本システム」といいます。）に対して、コンピュータウイルス、ワーム、トロイの木馬その他のマルウェアの送信、不法侵入、不正アクセスまたはネットワーク容量に負荷をかけること等、許可されていない方法により、派遣センターを不正に利用する行為
 - (10) 本システムの複製、改変、修正その他変更または逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他の手段により、本システムの構造・機能・処理方法等を解析し、またはプログラムソースコードを得ようとする行為
 - (11) 派遣センターを含む当社が行うサービス運営を妨げる行為、または妨害を試みる行為
 - (12) 他の契約者の派遣センターの利用を妨げる行為
 - (13) 公序良俗に違反する行為
 - (14) 法令または条例に違反する行為
 - (15) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
 - (16) その他、当社が不適当と判断する行為
2. 派遣会社は、入札した募集案件を取消すことはできません。派遣会社が誤って入札を行った場合、派遣

スタッフの欠勤その他募集案件に対する労働者派遣を実施できないなどの事由によって、求人企業に損害を与えた場合、派遣会社は自己の責任と費用をもって対応するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 求人企業は、派遣会社からの入札が確定した場合、発注の取消しまたは入札拒否をすることはできません。入札確定後については、求人企業は当該募集案件を入札した派遣会社と自ら交渉を行う等、求人企業の責任と費用をもって対応するものとし、かかる求人企業の行為により派遣会社に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条（解除）

1. 当社は、契約者が以下の各号の一に該当したときは、契約者に何らの通知、催告をすることなく、当社の裁量により、契約者の派遣センターの利用を一時的に停止し、アカウントもしくは契約者情報を抹消、または直ちに利用契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) 本約款、利用契約または当社と契約者との他の契約に違反し、相当な期間を定めて通知したにもかかわらず、これを是正しないとき
 - (2) 前条の禁止事項のいずれかに違反したとき
 - (3) 募集案件の内容と業務の実態が異なり、これによって第三者から苦情を申し立てられた場合、またはそのおそれがあるとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがあったとき、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、または解散・清算手続もしくは任意整理に入ったとき
 - (6) 資本減少、営業の廃止、休止、変更、全部もしくは重要な一部の資産譲渡の決議をしたとき
 - (7) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形・小切手の不渡り処分を受けたとき
 - (8) 信用状況が悪化したとき
 - (9) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対し14日間以上応答がないとき
 - (10) 関係官庁による注意または勧告もしくは営業停止処分、営業許可もしくは営業免許等の取消処分を受けたとき
 - (11) 重大な契約違反または背信行為があったとき
 - (12) 反社会的勢力等（第18条第1項に定義します。）に該当する疑いが生じた場合においては、当該事実がないことの客観的な証明ができないとき
 - (13) その他、派遣センターを利用させるのにふさわしくないと当社が判断した場合
2. 契約者が前項各号の一に該当する場合、契約者は、当社に対する一切の債務（利用契約に基づく債務に限られません。）について当然に期限の利益を失い、ただちに債務全部を弁済しなければなりません。
3. 第1項の措置によって、契約者またはその他第三者に生じた損害または不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。また、第1項の契約解除は当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げません。

第11条（知的財産権）

派遣センターに含まれる、または派遣センターの利用によって生じた著作権等の知的財産権（知的財産権を受ける権利、ノウハウ等の財産的価値を有する権利を含みます。以下同様とします。）は、全て当社またはそのライセンサーに帰属しています。契約者は、本約款に明示的に許諾された権利以外のいかなる権利も取得するものではありません。

第12条（秘密保持）

1. 本約款において、秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。
 - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含みます。）で開示された相手方固有の業務上、技術上、営業上の情報
 - (2) 秘密である旨明示して口頭、電子メール、視覚的手段等、書面以外の媒体、手段により開示された相手方固有の業務上、技術上、営業上の情報であって、相手方から開示後14日以内に当該情報を書面化（電子的形式を含みます。）し、かつ、秘密である旨を表示して開示された情報

- (3) 前各号の開示方法および書面による秘密である旨の表示等の有無を問わず、当社から契約者に開示または提供された派遣センターおよび本システムの仕様、画面構成およびマニュアル
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます。）の責によらずして公知となったもの
 - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
3. 当社および契約者は、本約款に別段の定めがある場合を除き、秘密情報を派遣センターの提供または利用の目的（以下「本目的」といいます。）のために知る必要のある各自の役員および従業員に限り開示するものとし、開示者の事前の書面（電子メールを含みます。）による同意を得ることなく、第三者に開示、漏洩し、また本目的、当社においては、分析・解析、プロモーションおよびサービス向上等の目的以外に使用してはならないものとします。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができるものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、当社は、自己の親会社およびその関連会社（会社計算規則の定義によります。以下あわせて「グループ会社」といいます。）および業務提携企業（派遣センターを運営するにあたり、当社が業務提携を行っている企業（委託先を含みます。）をいいます。以下同様とします。）に対し、本目的に必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとします。ただし、当社は、本条に定めるのと同等の秘密保持義務をこれらの者に負わせるものとします。
5. 契約者は、利用契約が終了した場合、当社から要請があった場合または秘密情報が必要でなくなった場合、当社の秘密情報が記録された物件を当社に返還し、または当社の指示に従って廃棄・消去するものとします。
6. 本条の規定は、利用契約終了後も3年間存続するものとします。

第13条（グループ会社への取引履歴等の開示・提供）

当社は、グループ会社に対し、契約者情報、利用契約の内容および存在、派遣センターの利用記録、取引履歴等を開示・提供できるものとし、当社およびそのグループ会社のサービス運営または業務のために、無償かつ無期限で閲覧または利用（複製、翻案、提供等を含みます。）することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。ただし、いかなる場合であっても、契約者および派遣スタッフ等の個人が特定できない態様での使用に限られるものとします。

第14条（個人情報の取扱い）

1. 契約者は、派遣センターを通じて取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律に規定される「個人情報」および派遣スタッフのプライバシーに関する情報の総称とします。以下同様とします。）を、個人情報の保護に関する法律および同法施行令ならびに関係省庁による同法に関するガイドライン等、個人情報保護に関する一切の法規に従い適正に取り扱い、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
2. 契約者が前項に違反したことを理由として、万一、当社が第三者から権利侵害の主張、問い合わせ、クレーム等をされた場合には、契約者の費用と責任においてこれを解決するものとします。また、万一、当社が独自にかかる紛争に対応した場合には、契約者は、当社が被った損害および当社が自己を防衛するため等の法的活動に要した一切の費用（弁護士費用を含みますが、これに限られません。）相当額を、直ちに、当社に支払うものとします。

第15条（サービスの変更・中断・廃止等）

1. 当社は、契約者に事前の通知をすることなく、派遣センターの内容の全部または一部を変更することができます。
2. 当社は、当社の判断により派遣センターの全部または一部の提供・運営を廃止することができます。また、当社は、当社の判断により派遣センターの全部または一部の提供・運営を廃止する場合、当社は契

約者に対し 30 日前までにその旨通知します。ただし、緊急の場合は契約者への通知を行わない場合があります。

3. 当社は、以下各号の事由が生じた場合、契約者に事前に通知することなく、派遣センターの全部または一部を一時的に中断することができます。
 - (1) 派遣センターに含まれる、本システム・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的にまたは緊急に行う場合
 - (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因で本システムに負荷が集中した場合
 - (3) 契約者のセキュリティを確保する必要が生じた場合
 - (4) 通信事業者の役務が提供されない場合
 - (5) 業務提携企業によるサービスの全部または一部の提供が一時的に停止または中断された場合
 - (6) 法令の制定・改廃、行政官庁の通達・指導、地震・洪水等の天災、戦争・暴動・労働争議・テロ等の不可抗力、火災・停電等の事故、通信回線の障害・混雑、プロバイダー等の障害その他当社の合理的支配を超える原因により派遣センターの運営を行うことが困難になった場合
 - (7) その他前各号に準じ、当社が必要と判断した場合

第16条（免責）

1. 当社は、派遣センターの利用が、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、契約者による派遣センターの利用が契約者に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、派遣センターに関連して本システム上に蓄積されたデータおよび情報が送受信されること、あるいは適時に到達すること、契約者が利用する PC 等の端末・ネットワークその他の利用環境に不具合が生じないこと、ならびに本システムにバグや中断等の不具合のないことについて、何ら保証しないものとします。当社は、かかる不具合を修正する義務を負わないものとします。
2. 契約者は、すべて自己の費用と責任において派遣センターを利用するものとし、当社は、派遣センターの利用により契約者に生じたコンピュータシステムの損傷、データの損失等を含むあらゆる損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、何らの責任も負わないものとします。
3. 契約者は、派遣センター利用に際して正確かつ詳細な情報を提供または登録するものとし、当該情報の真実性について、当社は一切の責任を負わないものとし、これらの情報につき事前もしくは事後に調査する義務を負わないものとします。また、当社は、当該情報に関する紛争に起因して、契約者に生じた損害または不利益について、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、派遣センターが、当社、当社のグループ会社または業務提携企業以外が提供するサービス等の規約・契約等に違反していないこと、およびいかなる第三者の権利を侵害していないことを保証しないものとします。万一、派遣センターが第三者の規約・契約等に違反し、もしくは第三者の権利を侵害し、またはそのおそれがあることが判明した場合、当社が派遣センターの運営を停止し、または中止する場合があります。
5. 契約者は、派遣センターの利用によって、契約者が利用する他のサービス等の規約・契約等に違反する可能性があることを予め承諾するものとし、当該違反によって契約者に生じた損害または不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、契約者情報および派遣センターの利用記録を含む、契約者による派遣センターの利用により本システムに登録・保存された情報、データ等について監視し、またはバックアップの保存等をする義務を負わないものとします。契約者は、必要に応じて、これらの情報・データを契約者自身の責任において保存するものとします。また、理由の如何を問わず、かかる情報、データ等の削除または消失、契約者情報を抹消されたことにより、契約者に生じた損害または不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。
7. 契約者は、派遣センターの利用に関連して、派遣スタッフ、他の契約者またはその他の第三者との間に生じた紛争について、当社に故意または重過失がある場合を除き、自己の責任と費用負担において、これを解決するものとし、当社はこれに一切関与せず、何らの責任を負わないものとします。
8. 当社が導入している通常講ずべきコンピューターウィルス対策ソフトを超えたコンピューターウィルス等の被害および当社による善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、派遣センターへの第三者による不正アクセス、アタックまたは通信経路上での傍受等により生じた損害について、当社は、契約者に対して一切の責任を負わないものとします。

9. 第 15 条に基づき当社が行った措置により契約者に生じた損害または不利益について一切の責任を負わないものとします。
10. 派遣センターの利用に関連して、当社が契約者に対し、何らかの責任を負う場合であっても、当社が負担する損害賠償責任の範囲は、その請求の原因如何を問わず、直接の結果として現実に被った通常損害（機会損失、逸失利益および弁護士費用を除きます。）の範囲とし、かつ受領済みの利用料の 1 ヶ月分（直近 3 ヶ月間の利用料の平均（※利用料が 0 円の場合は 10 万円））を上限とします。本項の場合を除き、当社は契約者に対し、一切の賠償責任を負わないものとします。

第17条（権利義務の譲渡等）

1. 契約者は、本契約上の地位および本契約に基づいて生じる権利義務の全部または一部を、当社の書面による事前の承諾なく第三者に譲渡等の処分をし、引き受けさせ、または担保に供することはできないものとします。
2. 当社が本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、権利および義務並びに 契約者の登録情報、コンテンツその他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとみなします。本項にいう事業譲渡には、当社が消滅会社または分割会社となる合併または会社分割等による包括承継を含むものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者および当社は、次に該当する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団もしくはこれに準ずる者もしくは同等の者と認められる者またはその構成員（以下あわせて「反社会的勢力等」といいます。）に該当していないこと、および反社会的勢力等に関与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当または関与しないことを確約します。
 - (1) 自己
 - (2) 自己のグループ会社
 - (3) 自己およびグループ会社の特別利害関係者（役員、その配偶者および二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社並びにその役員をいいます。）
 - (4) 自己およびグループ会社の重要な使用人
 - (5) 自己およびグループ会社の主要な株主、取引先および債権者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、自己または自己のグループ会社の経営を実質的に支配している者
2. 契約者および当社は、相手方が前項に違反した場合は、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約および相手方と締結した全ての契約を解除することができるものとします。
3. 契約者および当社は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害については一切の賠償責任を負わず、また、相手方に対し、かかる解除によって被った自らの損害を賠償するよう請求できるものとします。

第19条（有効期間）

1. 利用契約の有効期限は定めないものとします。
2. 当社および契約者は、相手方に 30 日前までに予告することにより、当該予告日の属する月の翌月末日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、当該予告の方法は、当社は契約者に対する通知を行い、契約者は当社所定の手続きをとることによって行うものとします。

第20条（合意管轄）

利用契約および派遣センターの利用に関連する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2019年8月1日 制定